

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	○コンプライアンス経営推進宣言 2-②(日常業務化)	<p>信頼回復・企業再生に向けた取り組みを進めるにあたり、コンプライアンス経営推進の責務について自覚を促し、その意識を高めるため、役員および各組織の責任者が誓約を行う。</p>																		
	<p>●コンプライアンス経営推進宣言【完了】</p> <p>●コンプライアンス遵守の誓約【日常業務化】</p> <p>①役員および組織の責任者による「コンプライアンス経営推進誓約書」への署名を計画どおり人事異動時に実施していることが確認され、また、年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化とする。 (前回報告時には「現行内容継続」施策としたが、全社コンプライアンス推進計画に織り込みPDCAを回すことにより、「日常業務化」施策に移行)</p> <p>②コンプライアンス遵守の誓約について、全社コンプライアンス推進計画に明記し、評価・改善を行っていく。</p>																			
	○企業倫理委員会の機能強化 1-①(完了)	<p>社外委員を増員するとともに、審議事項の見直しを行う等、企業倫理委員会の機能強化を図る。 また、審議概要を公開し、審議の透明性を高める。</p> <p>a. 社外委員の増員 b. 審議事項の充実 c. 審議概要の社外への公開</p>																		
	○コンプライアンス強調月間の設定 2-⑤(評価未実施)	<p>コンプライアンス強調月間を設定し、継続的な意識向上を図る。</p>	<p>職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、必要に応じてH19年度実施内容を見直しのうえ、11月に「コンプライアンス強調月間」を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「職場のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年並み以上となっていることで、各職場におけるコンプライアンス意識の浸透度を評価する。</p>	コンプライアンス推進部門	全社											<p>《実施状況》</p> <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>		
	○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり 2-⑤(評価未実施)	<p>全社員が常にコンプライアンスを自分の問題として意識するよう、日々の業務において、社員一人ひとりが法令遵守や企業倫理綱領に示す社員行動規範について考え、自らの行動を振り返る仕組みを設ける。</p>	<p>PC画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映による意識喚起を行う。(職場実態・社員意識調査結果を踏まえ、必要に応じ、実施内容を追加・見直し)年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。</p>	<p>【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「社員個人のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで、社員へのコンプライアンス意識の浸透度を評価する。</p>	コンプライアンス推進部門	全社											<p>《実施状況》</p> <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>		
	○経営層等を対象とした研修の充実 2-③(現行内容継続)																			

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画, ▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み			
						上期						下期											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	判断能力および率先垂範意識の向上に向け、経営層、事業所長等に対して、専門家による講義形式の研修や企業経営に関わる不適切事案を題材とした討議形式の研修を実施する。	内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、研修効果の向上に向けた改良を加え、講義形式・討議形式の研修を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	研修実施の都度、アンケートを実施し、研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上あることにより、効果を評価する。	コンプライアンス推進部門	①経営層 ②グループ企業トップ ③コンプライアンス推進責任者(事業所長クラス)	▽研修実施・評価								▽研修実施・評価							《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
○職場展開のための研修の充実 2-⑤(評価未実施)						▽研修実施・評価								▽研修実施・評価							《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	職場での効果的な研修や問題への適切な対応を行うため、コンプライアンス推進役(事業所副所長クラス)を対象とした研修の充実を図る。 また、e-ラーニング(パソコンを活用した研修)により職場での研修を充実する。	a. コンプライアンス推進役研修 内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い、相対対応研修や教育インストラクター研修等を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 b. e-ラーニング 内容の充実を図り実施したH19年度研修については、受講者の評価も高かったことから、H20年度は、H19年度の内容をベースに、職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い、e-ラーニングを実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	研修実施後の受講者アンケートで研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上であることにより、効果を評価する。 【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査により、職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。(研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済)	コンプライアンス推進部門	コンプライアンス推進役(事業所副所長クラス)	職場実態・社員意識調査 評価 (評価結果を踏まえ、必要に応じて見直し)															《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
			研修実施後の受講者アンケートで、研修効果があったとの評価(5段階評価の上位2段階)の割合が70%以上あることにより、効果を評価する。 【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査により、職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。(研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済)	コンプライアンス推進部門	全社	職場実態・社員意識調査 評価 (評価結果を踏まえ、必要に応じて見直し)															《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

—凡 例—
▽□:計画, ▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり	○内部通報制度の充実 1-①(完了)	【完了】 社外企業倫理相談窓口を設置するとともに、調査方法を見直し、内部通報制度の充実を図る。 a. 社外企業倫理相談窓口の設置 b. 調査方法の見直し																		
	○隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり 1-⑤(評価未実施)	不適切な事案が発生した場合、積極的に言い出して適切な対処を施すインセンティブが働くような仕組みづくりに取り組む。	a. 懲戒処分における判断要素の明文化(懲戒取扱要則) b. 不適切事案の調査にあたっての取扱いの明確化 社員意識・職場実態調査結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを検討・実施する。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「違反行為の言い出しやすさ」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで、違反行為の言い出しやすさ等の状況を評価する。	コンプライアンス推進部門 人材活性化部門	全社											実施状況に対するアドバイザー・ボートからの意見具申・提言	《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	○不具合等が発生した場合の対応方法の明確化 2-⑤(評価未実施)	【完了】 新たな不適切事案発生時の対応方法の明確化																		
	a. 不適切な事案の情報共有化 ①保安情報を共有するデータベースの運用状況確認 ②保安規程に基づき、日常業務として運用を継続	データベースの運用改善に関するアンケート調査により有効に運用されているかを評価する。	経営企画部門	原子力部門 火力部門 水力部門 送変電部門 販売事業部門 通信部門												運用状況の確認(適宜改善)	《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	b. 事故情報の共有化 ①一元化した情報の水平展開 ②運用状況の評価 利用状況アンケート(H20/9)を踏まえ、必要により運用ルール等の見直しを行う。 『全社事故情報検索システム』操作マニュアルにより運用する。	【平成19・20年度実施内容の評価】 一元化した情報の利用状況について各部門にアンケートを実施し、共有化した情報が事故の再発防止に活用されていることを確認する。	流通事業本部	水力発電設備の「再発防止対策の具体的行動計画」を参照																
○業務点検を行う機会の設定 2-⑤(評価未実施)	【完了】 適正な業務運営を徹底するため、コンプライアンス強調月間等に合わせ、法令・協定等遵守の観点から、各職場で業務を点検する機会を設ける。	「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性確認」をコンプライアンス強調月間の期間中を中心に実施する。 職場実態・社員意識調査を踏まえ、必要に応じて実施期間や実施方法を見直しする。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「実態と乖離したルールの存在」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで、ルール等に対する意識を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社											実施状況に対するアドバイザー・ボートからの意見具申・提言	《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

—凡 例—
▽□:計画, ▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

再発防止対策	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○本社による現業機関へのサポートの強化 2-⑤(評価未実施)	a. 本社が現業機関へ積極的にサポートできる仕組みの整備 本社相談窓口における相談対応を実施し、本社取り纏め箇所(経営企画部門)が実施状況の把握を行い、経営層への報告を行う。 職場実態・社員意識調査結果を踏まえて、必要に応じて仕組みの見直しを行う。 ①社員意識・職場実態調査 ②評価 (以下、必要に応じて実施) ③改善策の策定 ④改善策の実施 本社相談窓口の具体的な取扱いを全社公開し運用することにより、日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、本社と現業機関のコミュニケーションの状況を評価する。	経営企画部門	全社	実施状況に対するアドバイザー・ボードからの意見具申・提言 ①社員意識・職場実態調査 ②評価 ③改善策の策定 ④改善策の実施(2/1) (③④は必要に応じて実施)												《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	現業機関が抱える業務プレッシャーなどの悩みについて、気軽に相談し解消できるよう、本社が現業機関へ積極的にサポートする仕組みの整備や、経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実等を図る。	b. 役員事業所訪問などの交流 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「経営層の考えの伝達度」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、経営層の考え方の浸透度等を評価する。	コンプライアンス推進部門		実施状況に対するアドバイザー・ボードからの意見具申・提言 職場実態・社員意識調査 評価(評価結果を踏まえ、必要に応じて見直し) 役員事業所訪問	《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》												
	○職場でのコミュニケーションの充実 2-⑤(評価未実施)	社員が職場で抱える悩みについて、躊躇なく相談できるよう、定期的なグループディスカッションといった、上司・部下、同僚同士で、より良好にコミュニケーションを図ることのできる仕組みづくりに取り組む。	職場実態・社員意識調査を実施し、分析結果の各職場へのフィードバック等を実施する。 年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。	【平成19年度実施内容の評価】 職場実態・社員意識調査を実施し、「職場の風通しのよさ」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで、職場のコミュニケーションの状況を評価する。	コンプライアンス推進部門	全社	実施状況に対するアドバイザー・ボードからの意見具申・提言 職場実態・社員意識調査 評価(評価結果を踏まえ、必要に応じて見直し) 各職場へのフィードバック グループディスカッション実施												《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》
部門相互の人事交流の推進	○部門の枠を越えた人事交流の推進 2-②(日常業務化)	●部門の枠を越えた人事交流の推進【日常業務化】 ①必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ、部門の枠を越えた人事交流を継続していく。 ②人事異動方針に明記(人材活性化部門コンプライアンス推進計画で管理)																		
	各部門が自部門の価値観にとらわれず、幅広い視野を持って業務運営を行うため、現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。 a. 人事異動方針の策定・通達 b. 人事異動の調整・実施																			

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

- 凡 例 -
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
経営機 構改革	○経営機構の改革 1-①(完了)																			
	<p>経営層が不正を顕在化させ改善し得なかった事案が存在したことの反省に立ち、当社を取り巻く経営環境の変化も踏まえ、(1)経営の透明性・客観性の確保、(2)経営の効率性向上、(3)内部統制機能の強化の3点を視点に経営機構を改革する。</p> <p>a. 監督と執行の明確化 b. 取締役会の機能強化 c. 業務執行機能の強化 d. 第三者の視点の効果的活用の検討 e. 本社部門組織の再編成の検討</p>	【完了】																		
保安確 保の徹 底	○保安規程の変更 1-①(完了)																			
	主任技術者が保安の監督を行う役割を十分果たすことができるようにするなどの変更	【完了】																		
内部 チェッ ク体制 の充実	○電気事業法施行規則の改正に伴う変更 1-①(完了)																			
	電気事業法施行規則の改正に伴い、保安規程の記載内容の充実と電気主任技術者等の役割の強化を図る。	【完了】																		
内部 チェッ ク体制 の充実	○本社のリーガルチェック機能の充実・強化 1-①(完了)																			
	本社のリーガルチェック機能の充実・強化	【完了】																		
	○内部監査体制の充実 2-②(日常業務化)																			

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

— 凡 例 —
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	<p>内部監査の実効性をより一層高め ていく必要があるため、内部監査 部門の体制・機能の強化を図る。</p> <p>【体制強化】</p> <p>a. 考査部門要員の増員検討 b. 考査員の専門的能力・知識 の向上 c. 原子力部門内部監査機能 の強化</p> <p>【機能強化】</p> <p>a. 保安監査機能の強化 b. グループ企業監査機能の強 化 c. 原子力部門内部監査機能の 強化</p>	<p>●考査部門要員の増員検討【完 了】</p> <p>●考査員の専門的能力・知識の向上【日常業務化】</p> <p>①「保安監査員認定・教育要領」を制定し、考査員（保安監査員）の認定条件および教育に関する事項を規定しており、これにより日常継続的に実施する。 ②年度ごとに教育の計画、実施、評価および改善を行うことを「保安監査員認定・教育要領」に明記している。</p> <p>●社外専門家の活用【日常業務化】</p> <p>①臨時監査を実施する前に、社外専門家の意見を聴き監査計画に反映することを「原子力安全管理監査要領」に規定することにより日常継続的に実施する。 ②監査結果は、監査委員会、社長へ報告し、その結果を次年度の計画に反映することを「原子力安全管理監査要領」に明記している。</p> <p>●保安監査機能の強化【日常業務化】</p> <p>①「保安監査要領」を制定し、保安監査としての保安規程への準拠性他の監査項目、監査対象および監査手順等を規定しており、これにより日常継続的に実施する。 また、保安監査項目として、平成19年度に実施した技術部門の品質管理総括箇所が行う品質管理活動の実効性確認および現場のデータの真実性確認についても、今後継続的に実施するよう規定している。 ②年度ごとに保安監査の計画、実施、評価および改善を行うことを「保安監査要領」に明記している。</p> <p>●グループ企業監査機能の強化【日常業務化】</p> <p>①グループ企業監査機能の強化として平成19年度に実施した、法令に基づく検査の計測等を委託した業務の適正性確認の項目を、保安監査項目のひとつとして前記の「保安監査要領」に規定しており、これにより日常継続的に実施している。 ②年度ごとに保安監査の計画、実施、評価および改善を行うことを「保安監査要領」に明記している。</p> <p>●原子力部門内部監査機能の強化【日常業務化】</p> <p>①原子力部門と監査部門の双方で役割を明確にした内部監査を行う仕組みを構築し「原子力安全管理監査要領」に規定しており、日常継続的に実施する。 ②年度ごとに監査を計画し、実施し、評価及び改善することを「原子力安全管理監査要領」に明記している。</p>																		
	<p>【人事交流】</p> <p>a. 各組織と内部監査部門との人事 交流 各組織と内部監査部門との人事交 流を推進し、内部監査業務の経験 を積ませることで、各組織における 内部チェック機能の向上を図る。</p>	<p>●各組織と内部監査部門との人事交流【日常業務化】</p> <p>①必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ、各組織と内部監査部門との人事交流を継続していく。 ②人事異動方針に明記（人材活性化部門コンプライアンス推進計画書で管理）</p>																		

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
保安確保の徹底	○保安規程の変更 1-①(完了)	主任技術者が保安の監督を行う役割を十分果たすことができるようにするなどの変更																		
	○電気事業法施行規則の改正に伴う変更 1-①(完了)	電気事業法施行規則の改正に伴い、保安規程の記載内容の充実と電気主任技術者等の役割の強化を図る。																		

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり	○不具合等が発生した場合の対応方法の明確化 2-⑤(評価未実施)	b. 事故情報の共有化 ・「全社事故情報検索システム」を構築し、運用開始した(H19/10)。 ・各部門で事故情報を逐次登録・蓄積した(~H20/3)。 ① 一元化した情報の水平展開 ② 運用状況の評価 利用状況アンケートを踏まえ、必要により運用ルール等を見直すと共にマニュアルに反映させることで日常業務化	【平成19・20年度実施内容の評価】 一元化した情報の利用状況について各部門にアンケートを実施し、共有化した情報が事故の再発防止等に活用されていることを確認する。	流通事業本部	各部門													[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
						①一元化した情報の水平展開	▽②利用状況アンケート	②運用状況の評価												

※1 水力には内燃力を含む。[発電設備のうち水力と内燃力については流通事業本部が主管として維持管理しており、実効性のある行動計画とするため、内燃力の再発防止対策は水力発電設備の中で実施することを明確にした。]

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

—凡 例—
 ▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	〇トップマネジメントによる意識付け 2-③(現行内容継続)																[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	流通事業本部長・情報通信部門長ほかによる事業所訪問と意志伝達	・ 流通事業本部長、事業支援部門長および情報通信部門長によるメッセージの発信、ならびに事業所訪問による方針伝達と意見交換を実施した(H19/5~H19/9)。 ① 流通事業本部長・情報通信部門長ほかの事業所訪問による方針伝達と意見交換 ② コンプライアンス最優先の方針が浸透・定着したことを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により評価 ③ 評価結果を踏まえ、業務実施計画に織り込み、日常業務化	コンプライアンス最優先の意識が浸透・定着したことを意見交換での発言内容や社員意識・職場実態調査結果の分析により確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門											①事業所訪問と意思伝達 ②意見交換内容等による浸透・定着の評価 ③次年度の業務実施計画に織り込み				

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

一凡 例一
 ▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
〇管理職への継続的意識付け 2-③(現行内容継続) 〇本社による現業機関等へのサポート強化 2-③(現行内容継続)	管理職を対象に各種会議等においてコミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底	・電力所長会議等、管理職を対象とした各種会議・研修会において、今回の不適切事案に関する経緯、原因および再発防止策について周知した(H19/4~H19/12)。 ① 電力所長会議等各種管理職会議・研修会において、コミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底 ② コミュニケーションおよび情報展開の重要性についての理解状況を、アンケート・対話結果に基づき評価したものを集約 ③ 本部・部門間の連絡会議を開催、情報を共有化し部門間の方策や評価方法等について必要な統一を	コミュニケーションおよび情報展開の重要性について理解されたことをアンケート・対話の結果で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①電力所長会議等において周知・徹底 ②アンケート・対話結果等に基づき評価・集約 ▽ ③連絡会議 ④研修計画書の見直し ⑤支援ツール提供	[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》												
	本社による現業機関等へのサポート強化	・「水力サポートライン」を設置して現業機関からの連絡・相談に対応し、状況および結果の情報を関係部署間で共有化した(H19/7)。 ・水力サポートラインに加え事業所サポート担当を設置し、水力発電設備の問い合わせに対するサポート体制の強化を図った(H20/2)。 ①「水力サポートライン」を継続実施 ②「水力サポートライン」の窓口と全社施策として行っている事業所サポート担当の窓口について、電力所長会議等各種管理者会議において、再度、周知・徹底する。 ③ アンケート調査	アンケート調査、現場聞き取り調査により、本社は質問・相談事項に対して的確に対応しているか確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①水力サポートラインの継続実施 ▽②会議・研修会を通じて再周知 ③アンケート調査等による評価および相談窓口の一本化の検討 ④相談窓口一本化の実施 ▽	[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》												

傲みを言い
 出せる企業
 風土・職場
 風土づくり

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

—凡 例—
 ▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
保安確保の徹底	○自主保安を適切に行うための取り組み強化 2-⑤(評価未実施)																			
	他社、他産業から得られた教訓の的確な反映	<ul style="list-style-type: none"> 電事連大で共有化した事故情報をグローバルファイルの「全社事故情報検索システム」に登録して公開した(H19/11)。 ①「水力発電設備事故情報共有委員会」の開催と共有化情報の水平展開 ② 運用状況の評価 利用状況アンケートを踏まえ、必要により運用ルール等を見直すと共にマニュアルに反映させることで日常業務化 	【平成19・20年度実施内容の評価】 電事連大から得られた情報の展開状況を確認するとともに、流通事業本部 各設備主管担当にアンケートを実施して、共有化した情報が事故の再発防止等に活用されていることを確認する。	流通事業本部	水力部門	①共有化情報の水平展開										▽①水力電気設備事故情報共有委員会	▽②利用状況アンケート	②運用状況の評価	〔実施状況〕 〔課題・問題点〕 〔見直し内容〕	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》
水利使用に係る法令手続き体制の強化	○法令手続きに係る適正性の体制の整備 2-⑤(評価未実施)																			
	適正な水利使用が行われているか確認するための部門横断的かつ責任の所在を明確にした確認体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の命令書(H19/5)をふまえ、部門横断的かつ責任の所在を明確にした社内体制を構築した(H19/9)。 この確認体制により、平成19年度の河川法関係の許可等の申請およびデータ提出を実施した(～H20/3)。 ① 申請やデータ提出が適切にされているかの内部チェック実施 ② 確認体制等について品質委員会にて評価 ③ 評価を踏まえ、必要により確認体制の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化 	【平成19年度実施内容の評価】 申請やデータ提出が適正に実施され、命令書の項目を確実に実施できる確認体制となっているか品質委員会で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①内部チェック実施										▽②品質委員会による評価	③確認体制の改善、マニュアル類の見直し	〔実施状況〕 〔課題・問題点〕 〔見直し内容〕	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
水利使用に係る法令手続き体制の強化	○法令に係る事前相談の実施 2-⑤(評価未実施)																			
	再発防止を徹底するために水力発電設備における許認可可否・水利使用に係る事項の事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の命令書(H19.5)をふまえ、工事实績・計画・計測予定の報告を実施した(H19/6)。 必要の都度事前相談を実施した(～H20/3)。 ① 事前相談が有効に機能しているか内部チェック実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 平成20年度分の事前相談実施 ④ 評価を踏まえ、必要により事前相談方法等の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化 	【平成19年度実施内容の評価】 事前相談が、命令書の項目に対し適正に実施されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	①内部チェック実施										▽②品質委員会による評価	▽③国土交通省への工事实績・計画・計測予定等の報告(5月末まで)	④事前相談方法の改善、マニュアル類の見直し	〔実施状況〕 〔課題・問題点〕 〔見直し内容〕	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》
水利使用に係る法令手続き体制の強化	○定期的な自己点検 2-⑤(評価未実施)																			
	河川法令の遵守が達成されていることを確認するための自己点検の定期的実施	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検を実施する水力設備点検委員会を設置した(H19/10)。 ① 水力設備点検委員会の実施(技術・品質の観点から総合評価) ② 評価を踏まえ、必要により自己点検方法の改善、実施要領類の見直しにより日常業務化 	【平成19年度実施内容の評価】 水力設備を対象に、技術・品質の観点から業務が適正に実施されているか水力設備点検委員会で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門										▽①水力設備点検委員会による評価	②自己点検方法の改善、実施要領等の見直し	〔実施状況〕 〔課題・問題点〕 〔見直し内容〕	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

—凡 例—
 ▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール・マニュアル類の見直し	〇手続き・報告業務のルール・標準化 2-⑤(評価未実施)	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法、河川法等の手続きマニュアル類の制定・改訂、および品質管理文書の明確化を実施した(H19/10)。 当該マニュアル類により、手続き・報告等を実施した(~H20/3)。 	【平成19年度実施内容の評価】 関係する法令について必要なマニュアル類が適切に制定・運用されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門												[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	マニュアル類および品質管理文書の明確化・標準化	<ul style="list-style-type: none"> ① マニュアル類の明確化・標準化の実施の適正性について内部チェック実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 評価を踏まえ、必要によりマニュアル類の見直しにより日常業務化 				①内部チェック実施 ②品質委員会による評価 ③マニュアル類の見直し														
〇ダム計測業務の継続性を確保する運用 1-⑤(評価未実施)		<ul style="list-style-type: none"> 標識等の喪失・移動(地震時等)に対する引照点の設置を決定し対策策定した(H19/9)。 喪失対策が必要な箇所は対策を実施し、全ての標識について管理台帳を作成した(~H20/3)。 	【平成19年度実施内容の評価】 平成20年3月末までに施策完了されたか確認する。	流通事業本部	水力部門												[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	測量に使用する標識を必要な箇所には複数設置する等、標識の喪失に対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施状況確認 ② 準則・マニュアル類への記載により日常業務化 				①実施状況確認 ②準則・マニュアル類への記載														
内部チェック体制の充実	〇品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 2-⑤(評価未実施)	<ul style="list-style-type: none"> 品質委員会を開催し、内部チェックの対象・体制・方法を決定した(H19/10)。 内部チェック(監査)を実施した(H19/11~H20/3)。 	【平成19年度実施内容の評価】 品質委員会で、内部チェック結果により監督官庁への許可・届出が適正に行われていることを確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門												[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	監督官庁への許可・届出要否および実施状況を確認するルールを作成、内部チェック等によるレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ① 品質委員会を開催し、内部チェック結果をレビュー ② 内部チェックの継続実施 ③ 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ、必要により内部チェックのルール等を見直すことにより、日常業務化 				①品質委員会の開催(内部チェック結果のレビュー) ②内部チェックの継続実施 ③レビュー結果のまとめ(必要な見直し)														
〇品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 2-⑤(評価未実施)		<ul style="list-style-type: none"> 品質委員会を開催し、内部チェックの対象・体制・方法を決定した(H19/10)。 内部チェック(監査)を実施した(H19/11~20/3)。 	【平成19年度実施内容の評価】 品質委員会で、内部チェック結果により委託業務の適切性確保のための施策が適正に行われていることを確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門												[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
	データ改ざんを防止するための委託業務に関する内部チェックの実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 品質委員会を開催し、内部チェック結果をレビュー ② 内部チェックの継続実施 ③ 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ、必要により内部チェックのルール等を見直すことにより、日常業務化 				①品質委員会の開催(内部チェック結果のレビュー) ②内部チェックの継続実施 ③レビュー結果のまとめ(必要な見直し)														

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実	○「ダム計測者連絡会」の設置(2-③)(現行内容継続)	<p>保管データに関する資料を持ち寄り、計測データの評価方法等について情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム計測者連絡会を設置した(H19/9)。 ダム計測者連絡会を開催した(H19/11~H20/3)。 <p>① 内部チェック実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 必要により、マニュアル類の見直しにより日常業務化</p>	【平成19年度実施内容の評価】 ダム計測データの相互確認等が適切にされていることを品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>[実施状況]</p> <p>[課題・問題点]</p> <p>[見直し内容]</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>	
	○電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進 2-③(現行内容継続)	<ul style="list-style-type: none"> 発変電課長がダム主任会議へ参加し、ダム管理等の情報共有化した(H19/6)。 発変電課長がダム計測者連絡会へ参加し、水利使用に係る報告データの内容等について情報共有化した(H19/11~H20/3)。 <p>① ダム主任会議への参加 ② ダム計測者連絡会への参加 ③ 発変電課長のダム主任会議等への参加、および各県土木担当によるフォローアップ</p>	ダム主任会議参加時のアンケート(理解度向上結果)、ダム計測者連絡会議事録等により、支援の有効性を確認する。	流通事業本部	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>[実施状況]</p> <p>[課題・問題点]</p> <p>[見直し内容]</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>	
法令遵守を徹底する業務教育の実施	○階層別教育項目の追加 2-③(現行内容継続)	<ul style="list-style-type: none"> 各部門が毎年実施している集合教育・研修に不適切な事案と再発防止策等を織り込み、法令遵守の徹底を図った(H19/4~H20/1)。 <p>① 研修計画へ事案織り込み ② 階層別教育での実務者を対象とした研修の実施 ③ 届出等の実務内容および法令遵守の徹底について、アンケート・理解度テスト等で評価したものを集約 ④ 本部・部門間の連絡会議を開催、情報を共有化し部門間の方策や評価方法等について必要な統一を図る ⑤ 評価結果等を踏まえ、次年度の研修計画書の見直しを実施、日常業務化</p>	届出等の実務内容および法令遵守の徹底について、浸透できたことをアンケート・理解度テスト等で確認する。	流通事業本部 情報通信部門	水力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>[実施状況]</p> <p>[課題・問題点]</p> <p>[見直し内容]</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>	
	○特別研修 1-①(完了)	【完了】				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	今回の不適切な事案に関する経緯、原因および再発防止策について周知し、グループ討議					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

一凡 例一
▽□:計画, ▼■:実績 緑記 倫理委員会対応

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価結果	今後の取り組み	
						上期						下期									
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
法令遵守を徹底する業務教育の実施	〇電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 2-③(現行内容継続)	<ul style="list-style-type: none"> 発変電課長がダム主任会議へ参加し、ダム管理等の知識習得支援を図った(H19/6)。 発変電課長がダム計測者連絡会へ参加し、水利使用に係る報告データの内容等について知識習得取得支援を図った(H19/11~H20/3)。 ① e-ラーニング等による知識習得支援 ② ダム主任会議への参加 ③ ダム計測者連絡会への参加 ④ ダム主任会議等への参加について、準則・マニュアル類への記載による日常業務化	ダム主任者会議参加時のアンケート(理解度向上結果)、ダム計測者連絡会議事録等により、支援の有効性を確認する。	流通事業本部	水力部門	▽②ダム主任会議へ参加	▽③ダム計測者連絡会へ参加	①e-ラーニング等による支援											[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
						④準則・マニュアル類への記載															
委託業務の適正性確保	〇法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備 2-⑤(評価未実施)	2-⑤(評価未実施) <ul style="list-style-type: none"> 検査業務の適正性を確保するためのルールを設定した(~H19/6)。 ルールに基づく業務を実施した(~H20/3)。 ① ルールの定着状況・有効性について内部チェック実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 測定原データが速報値として適切に提出されていることを品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施													[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
						▽②品質委員会による評価	③準則・マニュアル類への記載														
	〇牽制機能を導入・徹底 2-⑤(評価未実施)	2-⑤(評価未実施) <ul style="list-style-type: none"> 検査業務の適正性を確保するためのルールを設定した(H19/4)。 ルールに基づく業務を実施した(~H20/3)。 ① ルールの定着状況・有効性について内部チェック実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 施策の趣旨等についての再徹底 ④ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 測定時の社員による現地立会確認および立会時記録と報告書提出記録との照合が適切に実施されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施													[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
						▽②品質委員会による評価	▽③施策の趣旨等の再徹底	④準則・マニュアル類への記載													
〇牽制機能を導入・徹底 2-⑤(評価未実施)	2-⑤(評価未実施) <ul style="list-style-type: none"> ダム外部変形測量業務の委託に関して、他の委託先によるサンプル測定をするルールを設定した(H19/10)。 牽制機能の徹底を図るルールを設定した(H19/11)。 ルールに基づく業務を実施した。(~H20/3)。 ① ルールの定着状況・有効性について内部チェック実施 ② 品質委員会にて評価 ③ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化	【平成19年度実施内容の評価】 データ確認や現地確認による牽制機能が適切に導入・徹底されているか品質委員会で確認する。	流通事業本部	水力部門	①内部チェック実施													[実施状況] [課題・問題点] [見直し内容]	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
					▽②品質委員会による評価	③準則・マニュアル類への記載															

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

- 凡 例 -
▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	○トップマネジメントによる意識付け 2-③(現行内容継続)	電源事業本部長(火力)他の事業所訪問により講話と意見交換を実施し、コンプライアンス最優先の意識の浸透を図る。																		
		a. 電源事業本部長によるメッセージの発信【完了】 b. 電源事業本部長、部長他による事業所訪問 ①部長メッセージの発信 ②電源事業本部長(火力)他の事業所訪問による意見交換 ③コンプライアンス最優先の意識が浸透していることを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により確認・評価 ④評価結果のフィードバック ⑤評価結果を踏まえ業務運営方針へ織り込み日常業務化	コンプライアンス最優先の意識が浸透していることを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により確認する。	火力総括	火力部門															
	○法令遵守が出力確保に優先することを行動指針として徹底 2-②(日常業務化)	日常の行動規範となる指針の作成																		
		a. コンプライアンス精神に基づく判断基準の提示(判断に迷った時の取るべき行動について)【完了】 b. 管理職に対して、業務遂行の判断に指針の活用を徹底【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・上記行動規範に基づき、各発電所ともコンプライアンス最優先が徹底されていることを確認した。 ・今後の法令遵守に対する意識の徹底については「火力部門技術系社員業務教育要則」に『法令教育』として規定した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・法令遵守に対する意識の徹底として、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき『法令教育』として計画・実施する。 ・教育実施後は、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。																		

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり	○緊急時の対応ルールの明確化 2-②(日常業務化)	「火力非常災害対策細則に基づくマニュアル」の見直し																		
		<p>a. 通報基準の明確化</p> <p>b. 緊急時の通報基準を事象別(燃料油、アンモニア等)に整理</p> <p>c. 的確な第一報が発せられるように通報要領の見直し</p> <p>d. 現実に即した通報訓練内容の充実</p> <p>【日常業務化】</p> <p>①日常業務化した根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報基準の明確化(緊急時の通報基準を事象別に整理、通報要領の見直し)として『通報連絡系統図』を見直し、「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」に規定した。 ・通報訓練の実施および継続的向上措置を「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」へ規定した。 ・上記の結果、いずれの発電所も適切な通報が行えるようになったことを確認した。 <p>②移行後のPDCAの取組み方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応は、「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」の規定に基づき実施する。 ・実践で有効に機能するために、「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」の規定に基づき通報訓練を実施する。 ・訓練実施後は、「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」およびマニュアルの規定に基づき、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。 ・実践や訓練において緊急時の対応ルールの改善が必要と認めた場合は、「規程通達類管理規程」の規定に基づき改訂を行う。 																		
	○不具合等が発生した場合のルールの明確化 2-②(日常業務化)	設備の不具合や測定値に疑義等が発生した場合の対処方法の明確化																		
		<p>a. 設備不調時の対応ルールの明確化</p> <p>【日常業務化】</p> <p>①日常業務化した根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備不調時(NOx濃度異常上昇が認められた場合ほか)の対応操作要領について、「汽力発電所運用維持要則」で規定する『運転操作要領書』の内容を見直した。 ・『運転操作要領書』が実践上有効に活用できるよう、『大型カード』化し中央操作室へ常備した。 ・『運転操作要領書』に基づき設備不調時の対応訓練を実施し、問題ないことを確認した。 <p>②移行後のPDCAの取組み方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備不調時の対応は、『運転操作要領書』および『大型カード』に基づき実施する。 ・実践で有効に機能するために、「汽力発電所運用維持要則」の規定に基づき対応訓練を実施し、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。 ・実践や訓練において『運転操作要領書』および『大型カード』の改善が必要と認めた場合は、「火力関係保安業務管理要則」の規定に基づき改訂を行う。 <p>b. 記録類が管理値を超過した場合のルールの明確化</p> <p>【日常業務化】</p> <p>①日常業務化した根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録類が管理値を超過した場合のルール(記録の取扱いおよび運転管理基準値の根拠)について「品質管理システム」で規定する『運転管理要領書』の内容を見直した。 <p>②移行後のPDCAの取組み方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録類が管理値を超過した場合の対応は、『運転管理要領書』に基づき実施する。 ・『運転管理要領書』の改善が必要と認めた場合は、「火力発電所品質管理要則」の規定に基づき改訂を行う。 <p>c. 管理値を外れた値を計測した場合のルールの明確化</p> <p>【日常業務化】</p> <p>①日常業務化した根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理値を外れた値を計測した場合のルール(データの取扱いおよび再測定の考え方)について「汽力発電所運用維持要則」で規定する『検査要領書』の内容を見直した。 <p>②移行後のPDCAの取組み方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理値を外れた値を計測した場合の対応は、『検査要領書』に基づき実施する。 ・『検査要領書』の改善が必要と認めた場合は、「防災規程類の管理要領」等の規定に基づき改訂を行う。 																		

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○ナレッジシステム活用による情報共有の促進 2-④(見直し後継続)	<p>登録・共有化された情報の検索結果を参照し易くするため、ナレッジシステムの検索機能向上を図る。</p> <p>また、活用状況の把握および情報提供を行うとともに、活用方法を業務要領等へ織り込むことでナレッジシステムの利用促進を図る。</p>																		
	<p>a. 不適切事案、再発防止策の登録【完了】</p> <p>b. ナレッジコミュニティにおいて分野別の情報支援、意見交換の実施 ①検索結果を参照し易くする対策の実施 ②運用説明会の実施 ③活用状況の把握、情報提供 ④歯止め・まとめ(品質管理担当による事業所訪問による確認含む) ⑤ナレッジシステムの活用方法を業務要領等へ織り込み日常業務化</p>	<p>ナレッジシステムが業務に活用されていることを品質管理担当の事業所訪問により確認する。</p>	品質管理	火力部門	<p>検索機能の向上対策</p> <p>運用説明会(意見交換含む)</p> <p>歯止め・まとめ(事業所訪問含む)</p> <p>業務要領等への反映</p> <p>ナレッジシステム活用推進と定着化 業務要領等への反映検討</p> <p>活用状況のフォロー</p> <p>活用状況のフォロー(内部)</p> <p>活用状況のフォロー</p>	<p>《実施状況》</p> <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>													
	<p>○本社に技術的相談が出来る部署を設置(対策済) 2-②(日常業務化)</p> <p>本社に品質管理担当、環境管理担当を設置</p> <p>a. 現場の技術相談窓口として品質管理担当・環境管理担当の設置および業務内容の周知(H19.2実施済み) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・技術相談窓口を設置し、全社電話帳および火力部門ホームページに掲載した。 ・技術的相談窓口として認識され、機能していることを確認した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・火力品質管理担当が各事業所を訪問し、サポート体制について意見交換を実施しPDCAサイクルを回していく。 ・相談窓口としての設置周知は電話帳、火力ホームページに掲載済み。</p> <p>b. 社外情報・法令改正情報の発信、他社・他産業から得られた教訓的確な反映、技術情報の収集・発信【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・「全社保安情報データベース」を運用開始した。 ・情報の収集、発信は「火力関係保安業務管理要則」に規定した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・情報の収集、発信は「火力関係保安業務管理要則」の規定に基づき実施する。</p>																			
○行政とのコミュニケーションの充実 2-③(現行内容継続)	<p>情報提供、相談等による行政とのコミュニケーション活動を実施するとともに、定着化を図る。</p>	<p>a. 平常時においては業務運営に関する情報提供や意見交換等のコミュニケーションを通じた行政との信頼関係の構築 b. 異常発生時における報告・連絡体制の確認 c. 適切な業務推進のため積極的な相談 ①積極的な面談の実施(情報提供、説明、相談、報告) ②コミュニケーション活動結果(件数および対応時の行政側の感触)の把握 ③品質管理担当による事業所訪問時にコミュニケーション活動の定着化について確認・評価し、業務運営方針へ展開</p>	<p>行政とのコミュニケーション活動が定着していることを品質管理担当の事業所訪問により確認する。</p>	品質管理	火力部門	<p>コミュニケーション活動</p> <p>情報交換件数整理</p> <p>情報交換件数整理</p> <p>情報交換件数整理</p> <p>事業所訪問による定着化の確認・評価 業務運営方針へ展開</p>	<p>《実施状況》</p> <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>												

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の視点を見直し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	2-③(現行内容継続) 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを業務運営方針へ織り込み、実施する。	a. コンプライアンスを最優先に進めることによって「お客さまに満足いただき信頼を獲得できる事業活動の推進」に取り組むことを業務運営方針に明記 ①業務運営方針へコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認 ②方策の実施状況を確認 ③評価結果を踏まえ業務運営方針へ織り込み日常業務化	業務運営実施状況報告によりコンプライアンス最優先の業務運営が行われていることを確認する。	火力総括 火力部門	業務運営方針の策定通知(2月) ▽												《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	○品質管理システムの見直し	2-②(日常業務化)																		
	コンプライアンスの観点に立った品質管理の見直し	a. 法律に立脚していることの明確化(今回の不具合事案を反映) b. あいまいな表現の排除(都合解釈のきかないものにする) c. 上位管理職を含めた教育・訓練の充実 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・“法律に立脚していること”および“あいまいな表現の排除”について「品質管理システム」を点検し、「品質管理システム」の規定内容を見直した。 ・教育・訓練として内部監査員スキルアップ研修を実施した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・見直し内容に基づく品質管理活動は、「品質管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「品質管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「品質管理システム」の規定に基づき改訂を行う。																		
	○環境管理システム(EMS)の見直し	2-②(日常業務化)																		
コンプライアンス最優先の視点を見直し	環境方針の見直しおよび内部監査の充実	a. 環境方針の見直し b. 環境側面の抽出、著しい環境側面の追加登録(H19.1実施済み) c. 法的およびその他要求事項について基準値を追記(H19.1実施済み) d. 内部、外部監査等についてシステム中心から環境管理の実施内容も重点に監査 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・「環境方針」「大気、排水、海水温度等環境に関する管理事項」「環境管理教育の充実」および「環境管理相互点検」について、「環境管理システム」を点検し見直した。 ・環境内部監査により、適切にシステムの運用が実施されていることを確認した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・見直し内容に基づく環境管理活動は、「環境管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「環境管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「環境管理システム」の規定に基づき改訂を行う。 ・環境内部監査は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。 ・「環境管理システム」の改善が必要と認められた場合は、「環境管理システム」の規定に基づき改訂を行う。 e. 関係者に対する環境管理勉強会の開催(4回/年)(H19.2第1回実施済み) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・環境管理勉強会は「環境管理システム」に基づき実施した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・環境管理勉強会は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。																		
	○法令説明・解釈集の充実	2-④(見直し後継続)																		
コンプライアンス最優先の視点を見直し	法令説明・解釈集のレビューを確実に実施する仕組みを整備するとともに、法令説明・解釈集の点検を行い充実を図る。	a. 業務フローに沿った法令説明・解釈集の作成 ・業務に係る法令や協定等を洗い出した説明・解釈集の作成および法令改正レビューの確実実施 ①法令説明・解釈集の作成(H19年度に実施済み) ②法令説明・解釈集の見直し手順等を定めた運用要領を作成 ③運用要領に基づき法令説明・解釈集の点検を実施 ④運用要領により日常業務化	法令説明・解釈集が運用要領に基づき適切に点検され充実が図られていることを確認する。	品質管理 火力部門	運用要領の作成 ▽												《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》		
【再発防止対策(不具合が発生した場合のルール)にて実施済み】																				

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
内部チェック体制の充実	○ラインチェックの充実 2-②(日常業務化)	ライン管理者の責任・役割の明確化	a. ライン管理者が承認時に法令チェックを漏らさない方法の検討・導入 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・『届出チェック表(法令に基づく届出の要否確認表)』を作成し、その運用方法を「火力発電所運用維持要則」に規定した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・工事計画、施行立案時は、「火力発電所運用維持要則」に規定する『届出チェック表』に基づき要否の確認を実施する。 ・『届出チェック表』の改善が必要と認めた場合は、「規程通達類管理規程」の規定に基づき改訂を行う。 b. 今回事例に基づく管理職の法令・協定等の早期教育実施 c. 法令説明・解釈集完成後、管理職としてマスターすべき法令・協定等の教育実施 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・事例に基づく管理職の法令・協定等の早期教育を実施した。 ・ライン管理者としてマスターすべき法令・協定等の教育の継続実施として、「火力部門技術系社員業務教育要則」に『法令教育』として規定した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・法令・協定に関する知識の教育として、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき『法令教育』として計画・実施する。 ・教育実施後は、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。																	
	○発電所相互での点検活動 2-③(現行内容継続)	再発防止対策の実施状況や日常業務化した施策の定着状況を確認するため、発電所相互点検を実施する。	a. 環境測定等の実施状況や再発防止対策の実効性を相互に点検し、問題点等の抽出・改善 b. 改善事項を自所へ反映 ①発電所相互点検要領書の見直し ②発電所相互点検の実施 ③点検結果の把握と水平展開 ④品質管理担当による発電所訪問 ⑤再発防止対策の実施状況と日常業務化した施策の定着状況の確認・評価	再発防止対策(継続実施する施策および日常業務化した施策)が確実に実施されていることを発電所相互点検および品質管理担当の事業所訪問により確認する。	品質管理	火力部門												《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
法令・協定遵守徹底等の業務教育の実施	○事例研修会の開催 2-②(日常業務化)	事例研修および法令・協定遵守研修の実施	a. 事例に基づく具体例の原因・結果から、法令・協定遵守の徹底に関する研修会の実施(出来るだけ管理者研修、業務教育研修に組み込んで行う) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・「火力部門技術系社員業務教育要則」に規定する『法令研修』として継続実施する。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・事例研修は、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき『法令教育』として計画・実施する。 ・教育実施後は、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。																	
	○技術習得機会の充実 2-②(日常業務化)	外部研修会への参加および資格取得の支援等技術習得機会の充実	a. 外部研修会への積極的参加(法令解釈等の外部研修会への参加) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・外部研修会の情報提供として、火力部門ホームページへ掲載し支援を行った。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・外部研修会情報は火力部門ホームページへの掲載をもって継続支援を行う。 ・発電所は、火力部門ホームページの掲載情報をもとに業務に有用な研修を選択し、計画・受講を行う。 b. 資格取得の促進および再講習の支援(業務に必要な資格の受検支援および再講習支援) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・部門部長通達により支援を行った。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・資格取得については、部門部長通達をもって継続支援を行う。 c. 環境業務担当者の技術習得機会の充実(環境に係る研修コースの新設) 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・環境関係の技術力向上に資する研修として、「火力部門技術系社員業務教育要則」に規定する『大気・水質監視計器研修』の内容を見直した。 ②移行後のPDCAの取組み方法 ・環境に係る研修として見直した『大気・水質監視計器研修』は、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき計画・実施する。 ・教育実施後は、「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき、実施状況の確認・評価を行い、向上措置を踏まえて計画に反映する。																	

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡 例－
 ▽□：計画、▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主要箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
改ざんを防ぐ 仕組みづくり	○記録改ざん防止対策の確実な実施 2-③(現行内容継続) 「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み(H19年度実施済)」を環境管理システムへ織り込み確実に実施する。	a. 改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定(施工会社の記録がそのまま当社書類となるしくみの確立) ①「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み」の策定(H19年度実施済) ②策定した仕組みの環境管理システムへの織り込み ③環境内部監査により運用状況を確認・評価 【日常業務化】 ①日常業務化した根拠 ・計器・ソフトウェアの改ざん防止対策として「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」を制定した。 ②移行後のPDCAの取組方法 ・計器・ソフトウェアの保守は「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」により実施する。 ・「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」の改善が必要と認めた場合は、「規程通達類管理規程」に基づき改訂を行う。	環境内部監査により、改ざん防止対策とそのチェックが可能な仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。	環境管理	火力部門	環境管理システムへの織り込み 環境管理システムによる運用 環境内部監査・評価												《実施状況》	《主管部門評価結果》	
						《課題・問題点》	《内部監査部門評価結果》	《見直し内容》												
委託業務の 適正性確保	○委託・請負業務の健全な取引関係の適正性の確保 2-⑤(評価未実施) 「第三者機関による牽制機能の導入と検査業務の適正性確保のための仕組み(共にH19年度実施済)」を環境管理システムおよび業務委託契約書に織り込み確実に実施する。 また、第三者機関による測定結果に基づく実効性の評価を行う。	a. 委託業務の健全な取引関係の構築 ・年間業務の中で適宜、第三者機関の測定等の組入れ ①H19年度に実施した結果の妥当性評価 ②第2回目の第三者機関による測定実施 ③第2回目結果を踏まえた妥当性評価 ④「第三者機関による牽制機能」の環境管理システムへの織り込み ⑤環境内部監査により運用状況を確認・評価 ⑥環境管理システムにより日常業務化 【平成19年度実施内容の評価】 グループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、妥当性を確認する。 【平成20年度実施内容の評価】 第2回目結果についてグループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、妥当性を確認する。 環境内部監査により、環境管理システムに基づき第三者機関による牽制機能が適切に運用実施されていることを確認する。	【平成19年度実施内容の評価】 グループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、妥当性を確認する。 【平成20年度実施内容の評価】 第2回目結果についてグループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い、妥当性を確認する。 環境内部監査により、環境管理システムに基づき第三者機関による牽制機能が適切に運用実施されていることを確認する。	環境管理	火力部門	H19年度の実施結果の妥当性評価 第2回目結果を踏まえた妥当性評価 第2回目の第三者機関による測定実施 環境管理システムへの織り込み 環境管理システムによる運用 環境内部監査・評価												《実施状況》	《主管部門評価結果》	
						《課題・問題点》	《内部監査部門評価結果》	《見直し内容》												
委託業務の 適正性確保	b. 検査業務の適正性確保のためのルール設定 ・計測生値と報告書との照合 ・検査状況写真を報告書へ添付 ・報告書への適正性保証の明記 ・検査業務への当社社員の立会 ①検査業務の適正性確保のためのルール作り(H19年度実施済) ②「検査業務の適正確保のための仕組み」の環境管理システムへの織り込み ③「検査業務の適正確保のための仕組み」の業務委託契約書への織り込み ④環境内部監査により運用状況を確認・評価 ⑤環境管理システムおよび業務委託契約書により日常業務化	環境内部監査により、環境管理システムに基づき化学分析業務の適正性確保のための仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。	環境管理	環境管理	環境管理システムへの織り込み 環境管理システムによる運用 業務委託契約書への織り込み 業務委託契約書による運用 環境内部監査・評価												《実施状況》	《主管部門評価結果》		
					《課題・問題点》	《内部監査部門評価結果》	《見直し内容》													

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

- 凡 例 -
 ▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
コンプライアンス最優先の徹底	AP1 QMS高度化の実施（方針・メッセージの周知）1-①(対策完了)	【完了】																		
	原子力発電所の安全・安定運転および良好な職場風土を醸成するため、より高度な品質システムを構築する。																			
コンプライアンス最優先の徹底	AP4 効果的なマネジメントレビューの実施（3）原子力品質方針の改正 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	●効果的なマネジメントレビューの実施（3）原子力品質方針の改正【日常業務化】 ①マネジメントレビュー基本要領に基づき、品質方針に基づく品質目標を設定してQMS活動を実施。品質方針、品質目標変更の必要性はマネジメントレビューにて評価する。																		
	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる、マネジメントレビューのシステムを構築する。																			
コンプライアンス教育の充実	AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり（4）安全文化醸成施策の実施 2-③(現行内容継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全文化醸成要則に基づく活動を実施 ・安全文化醸成方針を策定 ・各組織が安全文化醸成施策を実施。 ・原子力部門独自のアンケートを実施し、安全文化の経年的な醸成度合いを分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを実施し、安全文化の醸成度合いを分析・評価する。 ・活動および分析・評価結果は、QMS推進者会議、原子力品質保証委員会で審議し、マネジメントレビュー(MR)で社長へ報告する。 ・分析・評価の結果、必要により、追加施策を検討し実施する。 	電源事業本部 (原子力品質保証)	原子力部門	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>4/1 基本方針制定 活動方針通達</p> <p>▽原子力品質保証委員会 活動計画の報告</p> <p>▽人的要因分析 要領類制定</p> <p>▽一般対象 安全文化講演会</p> <p>▽社長メッセージ収録</p> <p>▽アンケート実施 結果分析・評価</p> <p>▽安全文化醸成度 評価方法の検討</p> <p>▽管理職対象意識調査</p> <p>▽追加施策検討 次年度計画策定</p> </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p>▽活動状況を 推進者へ報告</p> <p>▽活動状況を 事務局へ報告</p> <p>▽活動結果 まとめ・評価</p> <p>▽役員対象 安全文化講演会</p> <p>▽MR</p> <p>▽MR</p> <p>▽次年度 基本方針制定 活動方針通達</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">個別施策計画、実施</p>												《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	
	QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し、不適切な事案が再発しない組織風土を確実なものとしていくとともに、国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。																			

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正・不具合を顕在化させ改善する仕組みづくり	AP2 確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(1)保全プログラムのレビュー 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	平成18年度に発生したCSTの腐食事象等の保守に関するトラブル, および平成20年度から導入される新検査制度を踏まえ, 適切な保全計画に見直す。	●確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(1)保全プログラムのレビュー【日常業務化】 ①新検査Pjによる新検査制度対応業務の中での継続的改善に移行。運営方針書「2-2新検査制度導入への確実な対応」の中で実施する。																	
	AP2 確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(2)設計・開発の改善 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	ECCSストレナに関する保安検査指摘事項を踏まえ, 設計・開発が適切に実施できるようにする。	●確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(2)設計・開発の改善【日常業務化】 ①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。 ③施行後の状況についてマネジメントレビュー(MR)(QMS検討委員会)を実施する。 ④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。																	
	AP2 確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(3)保守管理要員の教育訓練 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	保守管理に求められる教育訓練項目についての問題点・要望事項の抽出し, 教育訓練の改善に寄与する。	●確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(3)保守管理要員の教育訓練【日常業務化】 ①今後はAP6(3)技術継承施策の実施(力量の明確化)に合わせて活動する。																	
	AP2 確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(4)確実な予防保全の実施 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	島根1, 2号機に必要な予防保全計画を抽出して, 向こう5年以内に対策が完了できるような予防保全計画を策定した上で長計へ反映し, 確実な予防保全を実施する。	●確実な予防保全の実施(不適合未然防止)(4)確実な予防保全の実施【日常業務化】 ①策定した予防保全5か年計画をH20年度の長計へ計上して確実に実施し, 通常組織による継続的改善に移行する。 ②業務実施計画書に長計, 中計への反映を織り込み, 通常ライン業務として実施する。																	
	AP3 確実な不適合管理, 是正処置, 予防処置の実施(1)不適合管理, 是正処置, 予防処置のシステム検討 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	不適合の是正処置, 予防処置を機能的かつ有効に実施するためのシステムを構築する。	●確実な不適合管理, 是正処置, 予防処置の実施(1)不適合管理, 是正処置, 予防処置のシステム検討【日常業務化】 ①内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。 ②施行後の状況についてマネジメントレビュー(MR)(QMS検討委員会)を実施する。 ③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。																	
	AP3 確実な不適合管理, 是正処置, 予防処置の実施(2)根本原因分析の確実な実施 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	分析手法を習熟するとともに, 確実な是正処置, 予防処置に資するため根本原因分析活動を行う。	●確実な不適合管理, 是正処置, 予防処置の実施(2)根本原因分析の確実な実施【日常業務化】 ①原子力品質担当の業務実施計画に織り込み, 2件以上/年の根本原因分析を実施し, QMSの継続的改善を実施していく。 ②根本原因分析結果については, 原子力品質保証委員会で評価するとともに, 現場の声を収集し評価する。																	
	職企悩 場業 風土 土 づくり を 言 い 出 せ る	AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり(1)内部コミュニケーションの改善 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	共有すべき情報については, 主管箇所, 共有化の窓口, 伝達ルールを定め, 確実な共有化を実施する。	●良好なコミュニケーションと明るい職場づくり(1)内部コミュニケーションの改善【日常業務化】 ①役員による意見交換は, 現場の声を収集し改善に結びつけると共に, 経営層と現場の距離感が縮まり, コミュニケーションの改善に役立つことを確認したことから, 再発防止対策としては施策を終了するが, H20年度も日常業務として継続的に取り組むこととし, 原子力品質保証担当の業務実施計画に織り込み, 計画的に実施する。 ②各組織間の連携強化・情報共有策としてQMS推進者会議を設置した。共有すべき情報や運営手順は「内部コミュニケーション基本要領」において明確化し, 情報共有の仕組みを構築したたことにより, 再発防止対策の施策としては完了する。H20年度以降は, 日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。																

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み		
						上期						下期										
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し	AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 (1)マネジメントレビューのシステム構築 2-②(日常業務化等, 恒常的な取り組み)	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる, マネジメントレビューのシステムを構築する。																				
	●効果的なマネジメントレビューの実施 (1)マネジメントレビューのシステム構築【日常業務化】 ①内部監査による細則他の適合性および有効性レビューする。 ②施行後の状況についてマネジメントレビュー(MR)(QMS検討委員会)を実施する。 ③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。																					
	AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 (2)効果的なマネジメントレビューの実施 2-②(日常業務化等, 恒常的な取り組み)	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる, マネジメントレビューのシステムを構築する。																				
	●効果的なマネジメントレビューの実施 (2)効果的なマネジメントレビューの実施【日常業務化】 ①マネジメントレビュー基本要領に基づき, 年間計画を策定してマネジメントレビュー(MR)を実施する。																					
	AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり(2)外部コミュニケーションの改善 2-②(日常業務化等, 恒常的な取り組み)	(1)規制に関する情報の入手・伝達方法や処理・活用方法について, プロセスを明確にする。 (2)共有すべき情報については, 主管箇所, 共有化の窓口, 伝達ルールを定め, 確実な共有化を実施する。																				
	●良好なコミュニケーションと明るい職場づくり(2)外部コミュニケーションの改善【日常業務化】 ①通常組織による継続的改善に移行する。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性レビューする。 ③施行後の状況をマネジメントレビュー(MR)(QMS検討委員会)を実施する。 ④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。																					
AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり(3)情報共有ルールの明確化 2-②(日常業務化等, 恒常的な取り組み)	共有すべき情報については, 主管箇所, 共有化の窓口, 伝達ルールを定め, 確実な共有化を実施する。																					
●良好なコミュニケーションと明るい職場づくり(3)情報共有ルールの明確化【日常業務化】 ①情報共有化は, 本社と現場が情報を共有して, 業務を遂行することにより, 実効的な業務運営ができることを目的としている。今回, 共有ルールを明確化したことから再発防止対策の施策としては完了するが, H20年度以降の本運用移行後, 通常組織による日常業務として, 原子力総括担当の業務実施計画へ織り込み, 毎年改善要望を聴取し, ルールの見直しを検討・実施することで継続的改善を行う。 ②各組織間の連携強化・情報共有策としてQMS推進者会議を設置した。共有すべき情報や運営手順は「内部コミュニケーション基本要領」において明確化し, 情報共有の仕組みを構築したたことにより, 再発防止対策の施策としては完了する。H20年度以降は, 日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。																						
AP1 QMS高度化計画の実施(2)QMS文書, 体系の変更 2-②(日常業務化等, 恒常的な取り組み)	QMS高度化計画として, JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため, JEAC4111のQMS文書を再構築する。																					
●QMS高度化計画の実施(2)QMS文書, 体系の変更【日常業務化】 ①日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。 ③施行後の状況についてマネジメントレビュー(MR)(QMS検討委員会)を実施する。 ④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。																						
AP1 QMS高度化計画の実施(3)QMS文書・活動のスリム化 2-②(日常業務化等, 恒常的な取り組み)	QMS高度化計画として, JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため, JEAC4111のQMS文書を再構築する。																					
●QMS高度化計画の実施(3)QMS文書・活動のスリム化【日常業務化】 ①日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。 ③施行後の状況についてマネジメントレビュー(MR)(QMS検討委員会)を実施する。 ④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。																						

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化	AP6 各種教育・訓練の充実、技術継承による人材育成(1)QMS教育の改善 2-②(日常業務化等、恒常的な取組み)	原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、JEAC4111の基本的な理解を習得させる。管理職及びQMS活動の主導的な推進者に対し、QMSのより深い知識を習得させることにより「キーマン」を養成し、QMS活動の全体の底上げを図るとともに、より有効な活動にする。																		
	<p>●各種教育・訓練の充実、技術継承による人材育成(1)QMS教育の改善【日常業務化】</p> <p>①H19年度から一部改善した教育計画に基づき、QMS教育を計画的に実施し評価して、その有効性を確認したことから、再発防止対策としては施策を終了する。H20年度は、改善したQMS教育を日常業務化(業務実施計画に織り込む)し、確実に実施して行く。</p>																			
	AP6 各種教育・訓練の充実、技術継承による人材育成(2)品質保証センターによる活動支援 2-②(日常業務化等、恒常的な取組み)	QMSの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし、またPDCAが十分に回るようにする。																		
<p>●各種教育・訓練の充実、技術継承による人材育成(2)品質保証センターによる活動支援【日常業務化】</p> <p>①人が活動すれば不可避免的に不適合が発生するといわれており、今後定期的実施する不適合データの原因分析による人的エラーのデータ分析から得られる弱点を、品質保証センターがモニターし、支援活動の改善に結び付けていく活動を実施する。</p>																				
内部チェック体制の充実	AP6 各種教育・訓練の充実、技術継承による人材育成(3)技術継承施策の実施(力量の明確化) 2-③(現行内容継続)	効果的な人材育成と技術力の向上を図る。	○H20年度中に新力量を導入するため以下の項目について、検討を行う。 ・教育訓練内容策定 ・新力量の運用の明確化 ・新力量導入の日程等検討 ○また、教育訓練の成果の具体的な有効性評価のために確認試験をH21年度中に導入するために方策を実施する。 ・確認試験問題作成 ・確認試験試運用	・新力量の策定内容および評価結果は、教育訓練検討会、QMS推進者会議、原子力品質保証委員会で審議し、マネジメントレビューで社長へ報告する。	電源事業本部(原子力総括)	原子力部門														
	<p>▽教育訓練検討会(中間報告)</p> <p>▽教育訓練検討会(新力量に関する手順書改正)</p> <p>▽新力量制度の導入</p> <p>新力量の具体的な運用施策</p> <p>教育訓練内容作成</p> <p>確認問題作成</p> <p>各所教育訓練手順書類改正</p> <p>確認試験実施</p> <p>教育訓練の実施</p>																			
	<p>《主管部門評価結果》</p> <p>《内部監査部門評価結果》</p>																			
内部チェック体制の充実	AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 (4)内部監査のあり方 2-③(現行内容継続)	実施部門から独立した監査部門に加え、実施部門のラインQA部門との双方が内部監査を行う仕組みにより、規格要求の内部監査をより効果的に実施し、機能させることができることを考慮し、内部監査組織の仕組みを構築する。	・構築した仕組みに基づき内部監査を実施する。 ・内部監査実施委員の力量確保のため、ISO9001審査員研修コースへ派遣する。 ・考査部門からの提言を受けて取り組んでいる自己評価については平成20年4月以降、自己評価計画を策定し試行的に実施する。自己評価制度を本格導入するかどうかについては、試行結果を評価したうえで判断する。	・自己評価制度に係る検討内容(導入可否含む)については、QMS推進者会議、原子力品質保証委員会で審議し、マネジメントレビューで社長へ報告する。	電源事業本部(原子力品質保証)	原子力部門														
	<p>米国原子力発電所における自己評価活動の調査</p> <p>導入検討</p> <p>JIS9004等の規格、文献調査</p> <p>自己評価制度国内導入事例調査(情報収集)</p> <p>中間報告▽(導入可否判断)</p> <p>自己評価制度導入準備: 基本設計 詳細設計 試行検証</p> <p>最終報告▽</p> <p>計画的な実施部門内部監査の実施</p>																			
	<p>《実施状況》</p> <p>《課題・問題点》</p> <p>《見直し内容》</p>																			
適正性業務確保	AP7 調達管理の改善(1)協力会社とのコミュニケーション方策改善 2-②(日常業務化等、恒常的な取組となった施策)	協力会社と十分なコミュニケーションをとる																		
	<p>●調達管理の改善(1)協力会社とのコミュニケーション方策改善【日常業務化】</p> <p>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。</p>																			

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

- 凡 例 -
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み
						上期						下期								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
委託業務の適正性確保	AP7 調達管理の改善(2)規制/他電力における動向把握 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	民間規格の調達要求事項が全国大で見直しされており, 当社QMSへ確実に反映する必要がある。一方, 当社QMSの取り組みとして, 中央大の会議体に積極的に参加しておらず, 規格の要求する意図を十分に理解していなかった。このため, 今後, 積極的に会議体に参加し, 当社意思表示をするとともに規格の要求する意図を把握することを目的とする。																		
	<p>●調達管理の改善(2)規制/他電力における動向把握【日常業務化】</p> <p>①全国大のQMS課題を速やかに入手し, 当社QMSへ適切に反映することを目的に, 規制/他電力の各種会議体, 研修会等に参加し, 所期の目的は達成した。H20年度以降も, 規制/他電力の動向を把握し社内への確に反映するため, 電事連・電気協会への積極的な参加を継続する。</p>																			
	AP7 調達管理の改善(3)調達管理要領の見直し 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	調達管理を適切に実施する。																		
	<p>●調達管理の改善(3)調達管理要領の見直し【日常業務化】</p> <p>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性レビューする。 ③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。</p>																			
	AP7 調達管理の改善(4)発注仕様書の見直し 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	調達管理を適切に実施する。																		
	<p>●調達管理の改善(4)発注仕様書の見直し【日常業務化】</p> <p>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。 ②内部監査による細則他の適合性および有効性レビューを実施する。 ③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。</p>																			
AP7 調達管理の改善(5)保安のために講ずべき措置 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	発電設備の総点検結果を踏まえて, 保安をより確実に確保させるため, 要領書, 作業手順書等保安に関する文書について保安規定に定め, これを遵守する。																			
<p>●調達管理の改善(5)保安のために講ずべき措置【日常業務化】</p> <p>①運用面の改善点がないか, H20年度も日常業務として運用面の検証(法令遵守, 安全文化醸成の定着度に関するアンケート)を年1回程度実施し, 定着度・理解度を評価する。また, 「手順書の遵守」を徹底することを, 発電所の6業務管理要領中で周知徹底することを明記するとともに, 法令遵守に係る教育, コンプライアンス教育等の中で繰り返し説明し定着が図られていることを原子力運営担当の業務実施計画に織り込み確認する。</p>																				
AP7 調達管理の改善(6)委託における検査業務の適切性を確保するためのルール設定 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	法令に基づく検査業務のうち, 定期検査中の検査は国が検査への立会いや検査方法の審査を行っていること, また, 協定に基づく環境放射能の測定等については当社による測定や自動測定により行っていることから, 検査業務全般を委託により実施している補助ボイラばい煙測定を検査業務適正性確保に向けた取り組み対象検査業務とし, データ改ざん防止等のルールを設定する。																			
<p>●調達管理の改善(6)委託における検査業務の適切性を確保するためのルール設定【日常業務化】</p> <p>①通常組織による継続的改善に移行する。 ②作業着手前に委託先の業務従事者および当社の業務関係者への教育を継続実施する。 ③改ざん防止のためのルール設定に係る当社要求事項をH20年度委託業務仕様書に反映させる。 ④H20年度についても第三者機関によるサンプル測定を実施し, 分析データを比較する。 ⑤上記実施内容を業務実施計画に反映させる。</p>																				
保安確保の徹底	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(1)原子炉主任技術者の独立体制 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする。																		
	<p>●国からの行政処分に関する取り組み(1)原子炉主任技術者の独立体制【日常業務化】</p> <p>①原子炉主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことに対し, 業務量を含め改善点がないかどうか, H20年度も日常業務として引き続き運用面の検証(原子炉主任技術者, 所長と懇談)を年2回程度実施し, 要求事項が満足されていない場合, 関係する要領類の整備, 原子炉主任技術者を補佐する体制の構築等運用面の改善策を講じることとし, 原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。</p>																			

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み	
						上期						下期									
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
保安確保の徹底	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(2)－1保安規定の変更(変更命令) 2－②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	発電設備の総点検結果を踏まえた、保安規定の変更命令、国からの行政処分に対し、経営責任者の関与、原子炉主任技術者の位置付けを明確にするともに、経営責任者への報告、保修工事に係る記録の保存等について明確にする。																			
	<p>●国からの行政処分に関する取り組み(2)－1保安規定の変更(変更命令)【日常業務化】</p> <p>①経営責任者への報告の適切性、経営責任者の安全への関与の充実について改善点がないかどうか、安全上重要な設備に関する許認可等の手続き漏れ等がなく処理が妥当であったか、H20年度も日常業務として引き続き運用面の検証(原子炉主任技術者、所長、経営責任者と懇談)を年2回程度実施し、要求事項が満足されていない場合、関係する要領類の整備、原子炉主任技術者の独立性を担保する体制の改善等を運用面の改善を講じることとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。</p>																				
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(2)－2保安規定の変更(省令改正/審査内規) 2－②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき、法令遵守体制(責任者の関与、安全文化醸成、情報の公開、国への報告)等に関しての対応を明確にする。																			
	<p>●国からの行政処分に関する取り組み(2)－2保安規定の変更(省令改正/審査内規)【日常業務化】</p> <p>①「法令遵守の体制」、「安全文化の醸成のための体制」に関する理解と個人個人の意識の高揚・維持および向上を図っていく目的から、H20年度も日常業務として、意識の浸透度合い(法令遵守、安全文化醸成の定着度)に関するアンケートを年1回程度実施し、色々な角度から定着度・理解度を評価することとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。</p>																				
	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(3)検査制度見直しに対する対応 2－②(日常業務化等, 恒常的な取組み)	原子力安全委員会決定を踏まえ、原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計(保全計画の充実等)への対応を行う。																			
	<p>●国からの行政処分に関する取り組み(3)検査制度見直しに対する対応【日常業務化】</p> <p>①日常業務として、当社の保安規定変更認可申請および保安規程変更届出の都度、保全プログラム、保全計画書の内容が妥当であるかを、当社が行ってきたこれまでの点検結果および他社の計画書等を参考に評価することとし、原子力運営担当の業務実施計画に織り込み確認する。</p>																				
AP8 国からの行政処分に関する取り組み(4)直近の定期検査における特別な定期検査 1－⑤(H19評価未実施)	直近の定期検査において、国(NISA、JNES)が実施する特別な検査を受検する。	・1号機第27回定期検査の確実な実施	・行政処分に関する取組の適切な実施 ・特別な検査の受検	島根原子力発電所技術課	原子力部門																
<p>1号機27回定検終了</p> <p>▶</p> <p>・行政処分に関する取組確認 ・特別な検査受検</p> <p>▶</p> <p>・安全確保上必要な設備、要領類のレビュー</p>																					
AP8 国からの行政処分に関する取り組み(5)特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応1－①(対策完了)	島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な検査・監督																				
【完了】																					
AP8 国からの行政処分に関する取り組み(6)制御棒引き抜け等の報告義務化 2－③(現行内容継続)	国からの行政処分に関する取り組み	設備改造の基本方針は、策定済み。次回定検において設備改造し、環境が整い次第手順書化する。	・制御棒引き抜け防止に係る設備改造およびその手順書の内容について、原子力発電保安運営委員会で審議し、マネジメントレビューで社長へ報告する。	島根原子力発電所電気保修課	原子力部門																
<p>2号機INT機能設置工事</p> <p>▽</p> <p>保安運営委員会</p> <p>▽</p> <p>INT追加詳細検討</p> <p>▽</p> <p>2号機15回定検で実施検討 1号機28回定検で実施検討</p> <p>凡例 INT:インターロック</p>																					

再発防止対策の具体的行動計画【原子力部門】

－凡 例－
▽□:計画, ▼■:実績

【不正をさせない業務運営】

	再発防止対策	具体的内容	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												実施状況	評価確認状況	今後の取り組み			
						上期						下期											
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
保安確保 の徹底	AP8 国からの行政処分に関する取り組み(7)原子力発電施設の保安検査の結果の公開 1-⑤(H19評価未実施)																				《実施状況》 《課題・問題点》 《見直し内容》	《主管部門評価結果》 《内部監査部門評価結果》	H20年4月 対策完了予定
	国による特別な検査を含めた保安検査の結果の公開に同席し、当社の再発防止対策の実施状況について、積極的に情報発信することにより地域の皆さまの信頼回復に寄与する。	・信頼回復に向けた継続的な取り組みを検討する。	・保安検査結果公開に関する地元の声の聴取状況およびフィードバック ・外部からの意見(大きな指摘・要望事項がないこと)	島根原子力本部広報部	原子力部門	・信頼回復に向けた継続的な取組の検討(H20.4完了予定)																	
経営 機構 改革	AP1 QMS高度化計画の実施(1)総括組織のあり方検討 2-②(日常業務化等, 恒常的な取組み)																						
	各組織を横断的に総括する仕組みがなく、組織全体としてのQMSの取組みが不足している。このため、組織全体が整合性を持って活動できる仕組みを構築し、統一的管理の向上を図る。	●QMS高度化計画の実施(1)総括組織のあり方検討【日常業務化】 ①総括組織等の運用開始後の有効性評価の実施をMR実施計画の中に織り込む。その有効性は意識調査を実施し、その結果をQMS推進者会議において評価し、MRへ報告する。(5段階評価で3以上)(H20年10月を予定)																					